二　加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ　イに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第七十四条の五中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第二百九十二条第一項第一号及び第二号中「によつて」を「により」に改め、同項第四号イ中「第六十九条」の下に「（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第六十六条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十第五項、」を削り、同項第四号の五イからニまでの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第七号中「この節」を「この条、第二百九十五条、第三百十三条から第三百十七条の三まで及び第三百十七条の六から第三百二十一条の七の九まで」に改め、同項第十四号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に改め、「定められたもの」の下に「（国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）にあるものに限る。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二百九十四条の二第一項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第五項の表第三百二十一条の八第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第三百二十一条の八第二項から第四項までの項中「にあつては」を「には」に改め、同表第三百二十一条の八第三十七項の項を次のように改める。

第三百二十一条の八第三十九項	法人又は	固有法人又は
	法人は	固有法人は
	法人の	固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する

第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の十三第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第三百十二条第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「いう」の下に「。第三百二十一条の八第十九項において同じ」を加え、「。以下第三百二十一条の八第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ」を削る。

第三百十七条の二第一項中「の者」を「に掲げる者」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「に第一項」を「に同項」に改め、同条第五項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「においては」を「には」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第二項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第三十七項」を「第三十九項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第五項中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第六項第一号中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「第三十二項」を「第三十四項」に改め、同条第九項及び第十二項第一号中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十五項中「場合の」を「場合における」に改め、「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十九項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる」を削り、「によつて」を「により」に、「同号」を「第三百十二条第三項第四号」に改め、同条第四十二項とし、同条第三十九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項中「第二十六項又は第二十七項」を「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び第三十一項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十五項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「にあつては」を「には」に、「第三十五項」を「第三十七項」に、「によつて」を「により」に、「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「によつて」を「により」に、「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「及び第二十五項」を「から第二十七項まで」に、「第二十六項及び第二十七項」を「第二十八項及び第二十九項」に、「第二十八項」を「第三十項」に、「において」を「の規定により」に改め、「及び第三十六項」を削り、「まず第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、「第二十五項の規定による控除」を「第二十六項の規定による控除、第二十七項の規定による控除」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十六項に」を「第二十八項に」に、「第二十六項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十八項」を「第三十項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「によつて」を「により」に、「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十二項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「又は前二項」を「、第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項の次に次の二項を加える。

24　市町村は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同